

質問① 建築確認について (aは5頁のグラフに記載)				質問② 審査基準について				質問③ 建築確認制度で問題点		
	b. 最近の確認申請の取り扱い件数の傾向について、教えてください。特徴的なことがあればご記入ください。	c. 民間確認機関との違いについて、教えてください。貴行政庁での特徴的なことがあればお書きください。	d. 建築確認に要する平均的日数で、調査結果があれば教えてください。	e. 確認申請審査に当たり一番配慮しているポイントを教えてください。	f. 建築確認申請を提出する設計事務所が一番留意して欲しい項目は何ですか？	a. 貴行政庁では審査基準を成文化していますか？	b. していない行政庁では成文化される予定はありますか？	c. 貴行政庁では審査基準を公開していますか？	d. 審査基準の運用について、民間審査機関との違いについて。特徴的なことがあればお書きください。	日頃、建築確認審査業務をなさっていて、特に問題と思われること、改善が必要と思われることがあればお書きください。
東京都 (多摩建築指導事務所建築指導二課)		特になし。	ない。	集団規定、安全・避難規定等、生命・財産に関すること。	毎回同じ指摘をされないように注意して欲しい。	していない。国のQ&A等を参考にしている。	ない。	していない。	特になし。	
東京都 (多摩建築指導事務所建築指導三課)	やや減少した。	特になし。	ない。	公正な審査。	特にありません。	していない。特にありません。	ない。特にありません。	していない。	特にありません。	敷地の二重使用など。不適法な敷地分割など。
千代田区 (まちづくり推進部建築指導課)	変わらない。	事前審査の未実施。	ない。	審査の迅速化。	図面の整合性や法適合についての明瞭な記載。	している。審査基準としてまとめる程の申請はない。	ない。予定を含めて検討中のため。		部分ごとの考え方もある程度必要であるが建物全体の計画を踏まえて判断している。	民間確認検査機関が区で事前協議するように設計者に伝えていること。疑義があれば審査機関が見解を持って問合せを欲しい。
中央区 (都市整備部建築課)	変わらない。	特になし。	ない。	公平、正確、迅速。	法の趣旨に基づいた設計。	していない。色々な事例があるので、個々の相談に対応している。	ない。aによる。	している。窓口での閲覧。	民間の審査基準がわからないため不明。	民間確認機関での確認物件の相談が多い。
港区 (建築課審査係)	減少した。	建築確認申請された段階で、必ず敷地の現地状況を確認に行きます。	ない。	二重審査により適正かつ厳格な審査とともに迅速化に努めています。	設計段階で設計者が自ら適法性の確認をしてから建築確認申請をして欲しい。設計の手戻りが少なくなり、時間の短縮になります。	していない。色々なケースがあるので基準化しにくい。	ない。同左。	していない。成文化している審査基準がないため。	なし。	なし。
新宿区 (都市計画部建築指導課)	減少した。約9割の確認申請が民間確認検査機関へ移行している。	慎重・公平な審査。	ある(本審査から8.7日)。事前協議制度により仮受付から本申請まで平均37.8日。	許可・認定と連携するものがあるため、時間を要する場合があります。	事前協議により設計事務所の対応が長くなる場合がある。	している。		している。ホームページでは公開していないが、窓口で公開(配布)している。	特になし。	民間確認検査機関での確認物件に対して住民から陳情が多くなってきている。設計時等における配慮が必要であると思われる。
文京区 (都市計画部建築指導課)	変わらない。									
台東区 (都市づくり部建築課)	減少した。中・小規模の新築物件及び既存建物の増築・用途変更が多い。	公共の福祉の増進に資することを目的としている行政と営利目的の民間確認機関の違い。	ない(約30日)。	適正かつ公正な審査。	質問3の回答を参照。	している。一部のみ。		している(窓口による閲覧)。	民間確認機関の審査基準を知らないのではありません。	民間確認機関の多くは、判断に迷う取り扱いや解釈を行政に丸投げしている。区の職員はその対応に多くの時間と労力を費やされてしまっている。また確認申請をする設計事務所等も同様に、行政の判断に依存しすぎているところが多い。民間確認機関及び設計事務所等は自らの責任において業務を遂行していただきたい。
北区 (まちづくり部建築課)	減少した。	現場の確認(道路、敷地境界、敷地及び周辺の高低差等)。2項道路の中心線を設置している行政庁もあるが、北区では行ってないため、行政が中心線を設置することを前提にした判断をしないで欲しい。当区の特徴ではないが、計画が社会通念上、明らかに不自然な場合は、設計変更の検討を求める(住宅の規模に比して、過大な広さ・設備を備える納戸等)。	ない。	施行規則第1条の3に定められた事項が適正かつ明確に図面に記載されているか。配置図に道路の位置や2項道路の中心が明確に表現されているか否かを注視している。	どのように道路の位置や2項道路の中心を求めたのかを配置図に明記する。道路管理者との十分な協議(境界査定状況、認定幅員と現況幅員、公有地の有無等)。申請書、添付図書の記載に不足や誤記がないかの確認。建築計画概要書の第三面が閲覧者に「優しく」作成されているかの確認。	している。位置指定道路の基準。43条ただし書き許可基準。	ある。未定。	している。位置指定道路の基準。43条ただし書き許可基準。その他は内規として成文化しているが公表していないものもある。その理由としては、審査のよりどころとしてはしているが、計画によっては個別判断が求められる場合等、一般解として公表に適さない場合もあるため。	小屋裏収納の取扱、窓先空地の必要性の可否に係る道路に面する窓の基準、路地状敷地の取扱、変形の交差点における前面道路の幅員の取り方、避難上主要な出入口の扱い。	「指定確認検査機関に対して」法的解釈については、特定行政庁にその解釈を委ねるために設計者に建築主事等の考え方を確認させるのではなく、各指定確認検査機関が判断するよう努めていただきたい。行政庁の考えを確認したい場合は、機関が直接、行政庁に確認すべきと考える。
荒川区 (防災都市づくり部建築指導課)	変わらない。延べ床面積1万平方メートル以下の確認申請の全体比率:民間75% 区25%。	特例許可、特例認定、承認の手続き、建築基準法77条の31(報告、検査等)、同法77条の32(照会及び指示)、同法12条6項(立入検査)の実施。	ある(20日)。	法規の適正な運用と迅速な確認審査手続き。	法規を遵守した安全な建物の設計。	している。		している。	区内における建築関係法令の解釈や適正な運用の統一を目的に、建築基準法関係の解説及び運用基準を定めている。	指定確認検査機関が処分した案件における審査及び検査の責任と設計者責任の範囲について、問題があると考え(法規の解釈と運用、資格者能力等)。
品川区 (都市環境事業部建築課)	減少した。	現地確認など。	ない。	法の趣旨に基づく適正かつ公平な審査。	電話のみの問合せでは行き違いが出るため、重要な確認については、必ず直接来て相談して欲しい。	していない。	ない。	していない。	民間審査機関の審査基準と比較したことがないため不明。	確認処分をする機関が責任を持って判断して欲しい。